

かぼちゃ農家の皆さんへ

かぼちゃ種子購入支援事業補助金

物価高騰や自然災害等により、経済的影響を受けている
村内のかぼちゃ生産農家の皆さんに、
かぼちゃ種子購入に対する費用の一部を補助します。

対象者

東村内に住所を有し、かつ居住実態のある農業経営等を営む農林水産物の販売農家であり、村の賦課する公租公課の義務を果たし、農林水産業の振興に意欲があると村長が認める者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 村内に自己所有又は農地法等の規定に基づき賃借権又は使用貸借権が設定されている農地がある者
- (2) 主たる事業所を村内に有し、全ての役員が村内に住所を有する者で構成された農業生産法人
- (3) 東村農業委員会の農家台帳に登録がある者

※新規就農者については、営農開始から2年間は農産物の販売実績を問わない。
※補助対象地域は東村内です。

補助率

かぼちゃ種子購入金額の50%以内

補助対象

農協東支店購買が販売するかぼちゃ種子

※栽培面積に応じた必要数量のみが補助の対象となります。

東支店野菜生産部会に所属していない
かぼちゃ農家の方は
栽培面積確認のため
一度農林水産課にご相談ください。

